

事務連絡
平成 24 年 11 月 26 日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

登録認定機関における蓄電池設備認定業務の追加について

消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該設備等の技術基準に適合することを認定する機関については、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 31 条の 4 第 2 項の規定により、登録認定機関として登録された法人が認定の業務を行うこととされているところです。

今般、「蓄電池設備の基準の一部を改正する件」（平成 24 年消防庁告示第 4 号）により、消防用設備等の非常電源に用いる蓄電池設備にリチウムイオン蓄電池を用いるものが追加されたことに伴い、下記のとおり、登録認定機関において、蓄電池設備の認定業務内容にリチウムイオン蓄電池を用いる蓄電池設備が追加されましたので周知いたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 登録を受けている法人の名称
社団法人日本電気協会
- 2 登録認定機関における認定業務内容
次に掲げる消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の認定
 - (1) キュービクル式非常電源専用受電設備
 - (2) 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤
 - (3) 蓄電池設備
 - (4) 誘導灯
- 3 認定業務に追加される消防用設備等
上記 (3) 蓄電池設備に「リチウムイオン蓄電池設備」を追加

担当
消防庁予防課行政係 小鍋・中田
Tel (03)5253-7523
Fax (03)5253-7533
e-mail k2.nakata@soumu.go.jp